

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則(案)

2009年〇月〇日 (Ver.1.4)

環境省

H20. 11. 14 (Ver. 1. 0)	制定
H21. 3. 10 (Ver. 1. 1)	一部改訂
H21. 9. 9 (Ver. 1. 2)	一部改訂
H21. 10. 13 (Ver. 1. 3)	一部改訂
H21. 〇. 〇 (Ver. 1. 4)	一部改訂

－ 目次 －

第 1 章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方	3
1.1 目的・位置づけ.....	3
1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者	3
1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保.....	3
1.4 プロジェクトの追加性.....	4
1.5 本制度における追加性立証方法.....	5
1.6 本制度に関連するルール等.....	5
1.7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則.....	6
第 2 章 プロジェクト申請の流れとルール	7
2.1 体制	7
2.2 プロジェクトの申請・認証・発行プロセス及びルール.....	8
① ポジティブリスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法） の設計.....	9
② プロジェクトの計画	11
③ 申請	12
③-1 申請受付.....	12
③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法	13
④ 登録.....	15
⑤ モニタリング	16
⑥ 排出削減・吸収量の検証	16
⑦ オフセット・クレジット（J-VER）の認証	16
⑧ オフセット・クレジット（J-VER）の発行	17
⑨ オフセット・クレジット（J-VER）登録・管理.....	17
⑩ プログラム認証	17
⑪ 吸収プロジェクトに係る特別措置.....	17
⑫ プロジェクトの一括申請.....	18

第1章 実施規則策定にあたっての基本的な考え方

1.1 目的・位置づけ

オフセット・クレジット（J-VER）制度は、温室効果ガス排出削減・吸収に係る自主的な取組を通じて、一定の品質が確保され、市場を流通するオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを目的としており、これにより、個人、企業、自治体等による主体的なカーボン・オフセットの取組を促進するとともに、国内の企業や自治体等における自主的な削減・吸収に係る努力が促進されることが期待される。

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則は、自主的な温室効果ガス削減取組に対して確実に透明性の高いモニタリング・算定、検証のルールを示すとともに、オフセット・クレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）の発行・管理に関する枠組を規定するものである。VER（Verified Emission Reduction）には、国内の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものと海外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものがあるが、ここでは国内の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに基づくものについて規定する。

本実施規則の手続きに則って実現された自主的な温室効果ガス排出削減・吸収量に対してはオフセット・クレジット（J-VER）が発行され、所定の登録簿にて管理される。登録簿に発行されたオフセット・クレジット（J-VER）は市場流通性を持ち、自由に取引を行うことができる。オフセット・クレジット（J-VER）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においても制度管理者の判断により削減取組の補完的機能として活用することも想定される。

1.2 オフセット・クレジット（J-VER）発行対象者

本実施規則の求める要求事項を満たせば誰でもプロジェクトを申請することができる。ただし、本制度構築の目的が「現状以上に温室効果ガス削減を促進すること」であるため、他の温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する削減取組、採算性が高く通常のビジネススペースで進められるような事業については対象とならない点に留意が必要である。

1.3 オフセット・クレジット（J-VER）の信頼性確保

オフセット・クレジット（J-VER）は、温室効果ガス排出削減・吸収量がクレジットと呼ばれる商品として捉えられ、市場で流通するものであり、オフセット・クレジット（J-VER）の取引を安心して行えるよう、国際的な考えとも整合を保ちつつ、常に高いレベルで安定した品質が確保された制度から産まれたものでなければならない。その目的を達成するため、本制度は、原則として、ISO14064-2及びISO14064-3に準拠した制度であるとともに、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、ISO14065で認定された検証機関が実施することとしている。

表 1- 1 国際標準との整合性

オフセット・クレジット（J-VER）制度の基本要素	準拠した国際標準
制度枠組み、モニタリング・算定ルール	ISO14064-2
制度枠組み、検証ガイドライン	ISO14064-3
検証機関の認定のための要求事項	ISO14065

なお、オフセット・クレジット（J-VER）が発行された場合には、クレジットの二重使用を防ぐ観点から、当該プロジェクト事業者は、自らの排出量を対外的に報告・公表する際には、発行されたオフセット・クレジット（J-VER）に相当する量を排出量として適宜上乘せすることが必要である。

1.4 プロジェクトの追加性

本制度により発行されるオフセット・クレジット（J-VER）は、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、これら用途に用いられるオフセット・クレジット（J-VER）が国全体として温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、オフセット・クレジット（J-VER）発行の対象とするプロジェクトは、本制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

プロジェクトの温室効果ガス排出削減の追加性を立証する方法としては、プロジェクトごとに追加性を評価する方法と、プロジェクト種類ごとの基準等を設定し追加性を評価する方法の二種類がある。

① プロジェクトごとの評価

本立証方法は、プロジェクトごとにプロジェクト事業者の事情やプロジェクト特有の状況を考慮しつつ、投資障壁、技術的障壁、資金調達障壁等の様々なプロジェクト実施を困難とする障壁の存在を確認してプロジェクトの追加性を評価する方法である。京都メカニズムのクリーン開発メカニズム（CDM）ではこの方法が採られている。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じた追加性及びベースライン・シナリオの評価が可能。

デメリット

- ・プロジェクト個々の状況に応じて追加性立証の妥当性が判断されるため、プロジェクト事業者にとっての承認リスクが高い。
- ・プロジェクト事業者による追加性立証、検証機関による審査、制度運用側による承認などプロジェクト個々に対する作業量が多く、結果として実施費用が増大する。

② プロジェクト種類ごとの基準による評価

本立証方法は、制度運用側で予めプロジェクト種類ごとの基準を設定し、その基準を満た

すプロジェクトを認める方法である。基準としては、プロジェクト種類、ベンチマーク（エネルギー効率等）、機器や対策の普及率、機器や対策の投資回収年数等によって基準を設定する。本立証方法のメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリット

- ・ ベースライン・シナリオ及び追加性の判断に際して、予め基準を示すため、申請から承認までのプロセスが簡素化される。
- ・ 予め基準を示すため、承認の主観性を最小化または排除できる。
- ・ 一度仕組みを構築すれば、運用は簡素となる。

デメリット

- ・ 様々な種類のプロジェクトに対してそれぞれの基準を構築するには専門的知見を集約する必要があり、制度設計時に時間及びコストがかかる。
- ・ 元々実施予定だったプロジェクトなど、プロジェクトごとに評価した場合には追加性が認められないプロジェクトであっても、本方法では基準を満たせば承認されるため、本来追加性がないプロジェクトを追加的であるとみなしてしまうリスクを一定程度受け入れなければならない。
- ・ 実施されるプロジェクトが、基準を構築したプロジェクト種類のみ限定されてしまう。

1.5 本制度における追加性立証方法

プロジェクトごとの追加性の立証は、評価する者の主観的な判断によるところが大きく、制度全体に対する信頼性の低下につながるおそれがあること、立証に係る第三者審査などの費用がプロジェクト事業者の負担となる上にプロジェクトが承認されないリスクも存在するために本制度の利用を促進する上での障害となりうる。このため、追加性立証に係る基準は可能な限り明確化し、プロジェクト事業者が立証しやすいものとするのが望ましい。

本制度では、制度運用側が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、「ポジティブリスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示す。プロジェクト事業者は、ポジティブリストに掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることさえ証明すれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなされる。

1.6 本制度に関連するルール等

本実施規則は、本制度の全体的なルールを示したものであるが、制度の運用においてはその他に以下のようなガイドライン等を整備している。プロジェクト事業者においては、以下のガイドライン等を適宜参考にすることが求められる。

表 1-2 プロジェクトの計画・実施等に際して参照すべきガイドライン一覧

項目	参照すべきガイドライン（名称は全て仮称）
制度全体ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則」
排出削減量のモニタリング・算定ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン」
排出削減量の検証ルール	「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン」
対象となるプロジェクト種類一覧	「オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるポジティブリスト」
個別プロジェクト種類の排出削減量算定方法	「オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」
J-VER 認証運営委員会に関する規程	「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程」

1.7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則

発行されるオフセット・クレジット（J-VER）の品質確保を確実にするため、プロジェクト事業者は下記の6原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

適合性(Relevance)

ポジティブリストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

完全性(Completeness)

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

一貫性(Consistency)

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。

正確性(Accuracy)

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

透明性(Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

保守性(Conservativeness)

温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

第2章 プロジェクト申請の流れとルール

2.1 体制

本制度は環境省により実施される。実施にあたって、以下の組織を構築する。

表 2-1 オフセット・クレジット（J-VER）制度における組織

組織	業務内容
オフセット・クレジット（J-VER） 認証運営委員会 （以下、「J-VER 認証運営委員会」という。）	以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ ポジティブリスト、適格性基準、方法論の策定・ プロジェクト登録に関する決定・ オフセット・クレジット（J-VER）の認証・発行に関する決定・ 登録簿の構築・運営・管理に関する決定・ その他の事項（第三者独立委員会による意見についての審議、意見・苦情の審議）
気候変動対策認証センター （以下、「認証センター」という。）	以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 申請書の確認、受理・ バリデーションの実施・ J-VER 認証運営委員会等運営の支援・ 認証運営委員会の決定を受けた実務等
方法論パネル	J-VER 認証運営委員会が設置し、ポジティブリスト及び適格性基準、ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類についての方法論の検討を行う。
第三者独立委員会	J-VER 認証運営委員会の活動に関して意見を提出する。

2.2 プロジェクトの申請・認証・発行プロセス及びルール

プロジェクト申請からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れは以下の通り。

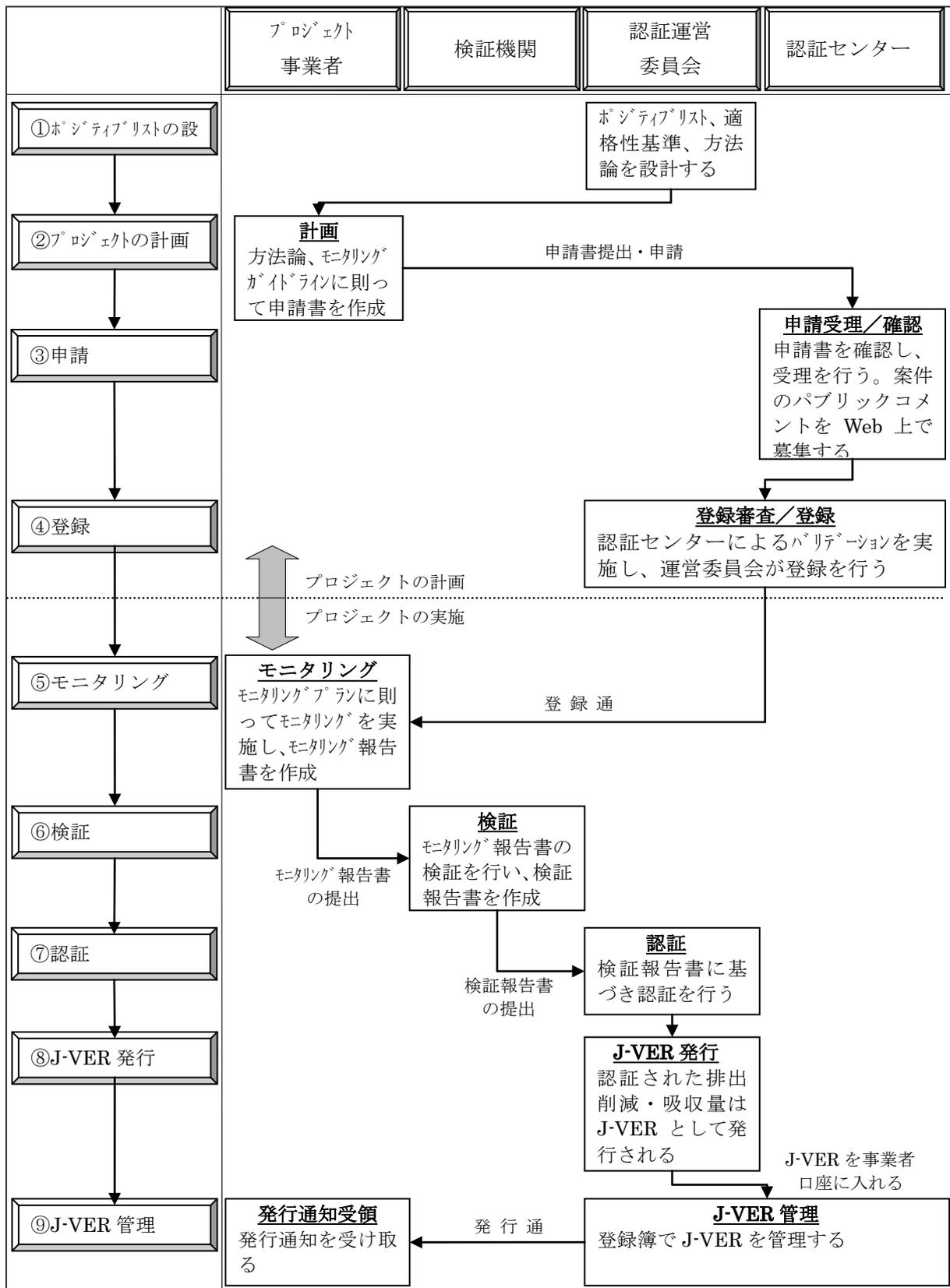


図 2-1 プロジェクト申請からオフセット・クレジット（J-VER）発行までの流れ

① ポジティブリスト、適格性基準、方法論（排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法）の設計

- ・ 本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトは、J-VER 認証運営委員会が示す「ポジティブリスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類をポジティブリストに追加し、その適格性基準及び方法論を策定・公表する。策定にあたっては、パブリックコメントを経ることとし、事前に方法論パネルにより適格性基準及び方法論の検討を行う。
- ・ 方法論においては、プロジェクト事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに関して事業者が検討・立証すべき内容を事前に方法論パネル等で検討し、方法論に盛り込むことにより、事業者が考慮すべき内容を簡素化する。
- ・ プロジェクト事業者は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の方法論に沿って行う。
- ・ 認証センターは、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付ける。

本制度では、J-VER 認証運営委員会が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべき温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの種類を予め特定し、ポジティブリスト及び適格性基準として公表することで、個々のプロジェクト事業者による追加性立証を代替している。したがって、プロジェクト事業者は、自らが実施しようとするプロジェクトがポジティブリストに掲載され、適格性基準を満たしていることを確認することで、プロジェクトの申請を行うことができる。

プロジェクト事業者の負担軽減を考慮し、ポジティブリストに掲載したプロジェクト種類については、J-VER 認証運営委員会が方法論を併せて策定、公表する。プロジェクト事業者は、ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトを実施する際には、自ら方法論を作成する必要はなく、公表された方法論を使用し、プロジェクトを申請することができる。

方法論策定にあたっては、事業者の負担軽減のため、事業者が本来調査する内容等を方法論策定者側で事前に調査し、事業者が実際に考慮した場合と同等とみなせる（事業者が実際の立証を行う必要がない）よう方法論を設計する。これにより、方法論における事業者への要求事項を必要最小限の項目に絞り込む。

新規のプロジェクト種類に対する方法論策定手順は、事前に当該プロジェクト種類に関する調査を実施し、方法論の草案を策定する。草案について、方法論パネルが審議を行い、その後パブリックコメントを経て、J-VER 認証運営委員会において正式な方法論として承認・公表される。

ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類のプロジェクトについて、既存方法論が適用できない場合には、方法論の一部変更を認証センターを通じて方法論パネルに提案

することができる。方法論パネルは、提案を踏まえ、方法論の変更に向けた検討を行い、その他の提案等も勘案しつつ方法論の変更の検討を行う。方法論変更の検討の頻度は、提案状況を鑑みて制度開始後に決定する。

※ ポジティブリスト、適格性基準及び方法論は認証センターホームページ (<http://www.4cj.org>) を参照のこと。

② プロジェクトの計画

- ・ プロジェクト代表事業者¹は、当該プロジェクトの登録に係る申請書を作成し、認証センターに提出する。
- ・ 申請書は所定の様式に沿って作成する。申請書には、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリングプランに関する情報を記入する。

《申請書掲載項目》

A：参加者情報

1. プロジェクト事業者情報
2. その他プロジェクト参加者情報
3. J-VER 取得予定者（事業者名、J-VER 口座番号）

B：プロジェクト活動の概要

1. プロジェクト活動
2. 採用技術
3. プロジェクト実施場所
4. プロジェクト開始年月日
5. クレジット期間
6. 想定排出削減量・吸収量設備稼働期間／クレジット発生期間
7. 補助金受給有無等
8. 他制度への申請有無等

C：方法論の適用

1. ポジティブリストの適格性基準との整合性
2. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
3. 適用するガイドライン等
4. ベースラインシナリオ
5. 排出量・吸収量の定量化

D：その他

1. 関連する許認可及び関連法令等
2. 環境影響評価及び環境測定／ステークホルダーのコメント
3. 住民説明会の実施状況／その他特記事項

別紙) モニタリングプラン

¹ プロジェクト代表事業者とは、オフセット・クレジット（J-VER）の申請を行う温室効果ガス排出削減・吸収活動の代表者を指す。プロジェクト事業者と同一の場合もある。

③ 申請

③-1 申請受付

- ・ ポジティブリストに掲載されたプロジェクト種類に合致し、適格性基準を満たすプロジェクトであれば、誰でも申請書によりプロジェクトを申請することができる。プロジェクト事業者は、プロジェクトの申請に当たっては、所定の誓約書を提出するとともに、別途定める手数料を認証センターに支払う。
- ・ 認証センターは、プロジェクト事業者より提出された申請書を形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。受理したプロジェクトは、一般からのパブリックコメントを募集する。
- ・ 本制度では、2008年4月1日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、2008年4月1日以前に始められたプロジェクト（Early Actions）についても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。2008年4月1日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトがポジティブリスト上で対象となることとなった期日から1年後までに申請されたものに限定する。
- ・ プロジェクト事業者は、複数の温室効果ガス排出削減・吸収活動をまとめて申請することもできる。この場合のモニタリング方法等については、「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン」（以下、モニタリング方法ガイドライン）及び各方法論で別途定めることとする。
- ・ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス排出削減・吸収活動の申請の可否については、一律の判断基準は設けず、ポジティブリストにおいてプロジェクト種類毎に設定する。

③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、各方法論にて示す方法に従い行う。
- ・ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動は方法論において特定する。

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法としては、基本的にはプロジェクト活動排出量とベースライン・シナリオ排出量の差だが、具体的な計算方法としては、①過去排出量と比較する方法、②一定の効率をベンチマークとし、その排出量と比較する方法、③現在使用している設備を継続利用した場合の排出量と比較する方法などがある。それぞれ以下の表に示すようなメリット・デメリットがあり、プロジェクト種類により適した方法が異なると考えられることから、プロジェクト種類ごとに方法論にて定める。

表 2-2 温室効果ガス排出削減・吸収量算定方法のメリット・デメリット

	①過去排出量	②ベンチマーク	③既存設備の継続利用
説明	・ 過去排出量（数年間の平均等）との比較	・ 一定の効率等を基準として、当該設備を使用した場合の排出量との比較	・ 現在使用している設備の継続利用した場合の排出量と比較
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績データのため、恣意性が排除できる。また、データの精度を削減対策実施年と同じレベルにできる。 ・ 過去排出量より削減された分に対してのみオフセット・クレジット（J-VER）が発行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 同一のプロジェクト種類に対して基準が明確化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者の生産量等の活動量の増減を考慮できる。 ・ 各事業者の現在の設備状況を考慮できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産量等の活動量が増加傾向にある事業者がプロジェクト申請することが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークの設定が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推計を行うため、プロジェクト事業者の恣意性を排除することが難しい。

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法の例

温室効果ガス排出削減・吸収量の算定においては、設備単位でモニタリングを行う場合、プロジェクト前後の原単位改善効果に生産量を乗じることで排出削減・吸収量を求める。この際、乗じる生産量の設定方法としては以下のように 3 通り想定される。また、事業所単位でモニタリングを行う場合には、プロジェクト実施前の排出量と実施後の排出量を比較することで求められる。

具体的な算定方法については、別途公表する各方法論にて示す。

<設備単位でモニタリングを行うケース>

- ① (プロジェクト実施前原単位－プロジェクト実施後原単位) ×プロジェクト実施前生産量
- ② (プロジェクト実施前原単位－プロジェクト実施後原単位) ×プロジェクト実施後生産量
- ③ (プロジェクト実施前原単位－プロジェクト実施後原単位) ×[プロジェクト実施前生産量又はプロジェクト実施後生産量のいずれか小さい量]

<事業所単位でモニタリングを行うケース>

④ プロジェクト実施前排出量－プロジェクト実施後排出量

本制度では、方法論策定の過程においてプロジェクトより想定される温室効果ガス排出・吸収活動を一通り考慮した上で、排出削減・吸収量の算定にあたって考慮する温室効果ガス排出・吸収活動を特定する。したがって、プロジェクト事業者及び検証機関は方法論に規定された排出・吸収活動をプロジェクトの対象範囲として解釈し、それ以外の排出活動についてはモニタリング・算定することは求められない。

④ 登録審査／登録

- ・ プロジェクト事業者は、申請の受理を以って、登録審査にかかる次の5点につき合意するものとみなす。(1) 保証レベル (2) 目的 (3) 基準 (4) 適用範囲 (5) 重要性 (マテリアリティ)
- ・ バリデーションに従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとらなければならない。
- ・ 認証センターは、受理した申請書の内容について、ポジティブリストや適格性基準への整合性、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等について、ルールへの準拠性をバリデーションチームにて確認し、バリデーション報告書を作成する。バリデーションの過程では、バリデーションチームは、申請書の記載内容を確認するため、プロジェクト申請者に対して追加資料の提出や説明を求めることがある。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、バリデーション報告書に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審議の上、適切であると認められる場合は登録する。プロジェクト事業者は、プロジェクトの登録にあたっては、別途定める手数料を認証センターに支払う。
- ・ プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、環境省、J-VER 認証運営委員会及び認証センターは、オフセット・クレジット (J-VER) の発行を保証するものではない。
- ・ 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及び申請書内容を Web 上で認証センターが公開する。
- ・ 却下されたプロジェクトは修正の上、再度申請を行うことが可能である。

認証センターは、第三者機関に代わり、申請書の受理後に、申請書の記載内容についてルール準拠性等を確認し、バリデーションを実施する。プロジェクト事業者にとっては、対象プロジェクトや審査基準が予め明確化されており、第三者機関によるバリデーションが不要となるため、負担が軽減される。

申請書を Web 上で公開することは、当該事業者にとってプロジェクトを適切に実施し排出削減を実現するインセンティブとなる。また、以後プロジェクトを実施しようとする他の事業者が、これを参考として申請書を作成することで、効率化を図ることができる。さらに、当該プロジェクトから発行される予定のオフセット・クレジット (J-VER) の流通に関する取引リスクも軽減される。

⑤ モニタリング

- ・ モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインに示し、プロジェクト種類ごとの具体的なモニタリング項目及び方法は各方法論にて示す。
- ・ プロジェクト事業者は、申請時に承認されたモニタリングプランに則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

モニタリングは、プロジェクト実施による温室効果ガス排出削減・吸収量やその数値に基づくオフセット・クレジット（J-VER）発行量に影響を与えることから、統一的なルールに基づいたモニタリングが極めて重要である。

⑥ モニタリング報告書の検証

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の認証を受けるにあたっては、プロジェクト事業者は検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受審する。
- ・ 検証は、原則として、ISO14065 に基づいて認定を受けた検証機関又はその認定申請を行っている検証機関が実施するものとする。
- ・ 検証機関は、検証を開始するにあたり、本実施規則やモニタリング方法ガイドラインに沿ってモニタリングプランが作成されているかについて、認証センターのバリデーション報告書を参照して最終確認し、当該事業場の実情が想定と異なる場合は、検証を中止して対応方法を認証センターに問い合わせる。
- ・ 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。
- ・ 検証は、「オフセット・クレジット（J-VER）モニタリング報告書の検証のためのガイドライン」の他、J-VER 認証運営委員会が定める一定の検証の基準に基づいて実施する。
- ・ 検証機関は、検証結果に基づき、検証報告書を作成し、モニタリング報告書とあわせて認証センターに提出する。

検証機関の認定を実施する機関は、検証機関に対して適格な審査を実施し、認定の可否を判断する。要求事項に反した事例を検出した場合には検証の即時停止、認定停止等の処分を下す。

⑦ 排出削減・吸収量の認証

- ・ J-VER 認証運営委員会は、検証機関より提出された検証報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる排出削減・吸収量について認証を行う。

⑧ オフセット・クレジット（J-VER）の発行

- ・ J-VER 認証運営委員会は、認証に基づき、認証された温室効果ガス排出削減・吸収量についてオフセット・クレジット（J-VER）を発行する。ただし、ISO14065 認定申請中の検証機関が検証を行った排出削減・吸収量については、原則として、当該機関の ISO14065 認定をもってオフセット・クレジット（J-VER）を発行するものとする。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の発行単位は、1 t-CO₂とする。オフセット・クレジット（J-VER）の発行にあたっては、他の制度等における排出量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）発行対象期間は原則として 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までとする。

本制度で発行したオフセット・クレジット（J-VER）の用途は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主眼とする。なお、各種規制等においても制度管理者の判断により削減取組の補完的機能（排出削減義務等遵守目的への利用など）として活用することも想定される。

⑨ オフセット・クレジット（J-VER）の管理

- ・ 認証センターは、無効化口座・各事業者の口座等を含むオフセット・クレジット（J-VER）専用の登録簿（以下、「J-VER登録簿」という。）を作成する。
- ・ 認証センターは、発行したオフセット・クレジット（J-VER）をプロジェクト事業者の口座に移転し、その旨をプロジェクト事業者に対して通知する。
- ・ 事業者が発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を受け取るには、事業者は登録簿口座開設の申請を行う必要がある。
- ・ 自らの口座にオフセット・クレジット（J-VER）を保有する事業者で他の事業者にその移転を行うこと及び無効化を行うことを希望する事業者は、認証センターの管理するポータルサイトを通じて移転を行う。
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の他の事業者の口座又は無効化口座への移転単位は、1 t-CO₂とする。

クレジットの無効化とは、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化口座への移転が完了したことを意味する。これにより、一つのクレジットが二重に使われること（ダブルカウント）を防ぐことができる。無効化口座に移転されたクレジットは、それ以降、カーボン・オフセット等を目的として売買・使用することができなくなる。

⑩ プログラム認証

- ・ 温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（以下「都道府県プログラム」という。）について、J-VER 制度に整合していると認められるものを J-VER 認証運営委員会が認証し、都道府県 J-VER プログラム（以下「都道府県プログラム」という。）としてプログラム認証リストに掲載する。
- ・ 認証された都道府県プログラムにより発行されるクレジット（以下「都道府県 J-VER」という。）は、J-VER 認証運営委員会により認証・発行されるオフセット・クレジット（J-VER）と同列に J-VER 登録簿に発行されるものとする。
- ・ 都道府県 J-VER は、J-VER 認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の保有・移転・無効化等 J-VER 登録簿上の取扱いについては、J-VER と同様とする。
- ・ プログラム認証を受けることを希望する都道府県プログラムを運営する主体（以下、「プログラム運営主体」という。）は、所定の申請書を認証センターに提出するものとする。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、プログラム運営主体より提出された申請書について、別に定めるプログラム認証基準に基づき、認証の可否の審議を行う。
- ・ J-VER 認証運営委員会は、プログラム認証基準に規定する全ての条件を満たしたと認められるプログラム運営主体をポジティブリストの区分ごとに、当該プロジェクト種類に係る認証を行う運営主体として一覧化する。
- ・ プログラム認証の効果は、認証された日から1年間とする。プログラム運営主体がプログラム認証の延長を希望する場合、プログラム認証された日から1年を経過する前に、更新手続きをとらなければならない。
- ・ 認証センターは、プログラム運営主体からの都道府県 J-VER の発行依頼に基づき、プログラム運営主体が都道府県プログラムにおいて認証した排出削減・吸収量に対応する都道府県 J-VER を J-VER 登録簿上に発行する。なお、プログラム運営主体は、都道府県 J-VER の発行依頼に際して、当該都道府県 J-VER に係る検証機関による排出削減・吸収量に関する検証結果及びプログラム運営主体による審査内容を記録した議事録を認証センターに提出することとする。
- ・ 認証センターは、J-VER 登録簿上に都道府県 J-VER を発行した場合は、当該都道府県 J-VER のシリアル番号を当該プログラム運営主体に通知する。

⑪ 吸収プロジェクトに係る特別措置

- ・ 吸収プロジェクトについては、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を気候変動対策認証センターにおける「バッファ管理口座」に確保し、自然撓乱や土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当するクレジットを「無効化口座」に移転するほか、人為的な吸収量の消失や永続性の確保放棄に対する所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

⑫プロジェクトの一括申請

- ・ 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合であり、審査の手間がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、個々に申請可能なプロジェクトをまとめて、一括申請をすることができるものとする。これらの条件については別紙に定める。

用語の定義

用語	定義
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量を表すクレジットの一般名称。
オフセット・クレジット	オフセット・クレジット (J-VER) 制度 (以下、本制度) に基づき、オフセット・クレジット認証運営委員会 (以下、J-VER 認証運営委員会) が認証した温室効果ガス排出削減・吸収量。
都道府県 J-VER	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度により発行されるクレジットで、J-VER 登録簿に発行されるもの。
プロジェクト事業者	プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。
プロジェクト参加者	プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動のとりまとめを行う者 ・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者 等
制度運用側・制度運用主体	環境省及びオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会を指す
プロジェクト開始年月日	温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備の稼働、事業が開始された年月日
ポジティブリスト	本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト種類のリスト
適格性基準	プロジェクト種類ごとに定められる、プロジェクト事業者がプロジェクトの申請に際して満たすべき要求事項。当該基準を満たせば追加性が立証されたこととなる
方法論	ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法
ベースライン・シナリオ	本制度に申請されたプロジェクトが実施されなかった場合に想定されるシナリオ
ベースライン排出量	本制度に申請されたプロジェクトが実施されなかった場合に想定される温室効果ガス排出量
バリデーション	ポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定

	されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うこと。
算定	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の計算を行うこと
モニタリング	プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するために必要なエネルギー使用量等の計測を行うこと
検証	モニタリング報告書に記載された温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が、定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告すること
認証	登録されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量について、検証の手続きを経た後、J-VER 認証運営委員会がこれを公式に認めること
プログラム認証	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、J-VER 制度に整合していると認められるものを、J-VER 認証運営委員会が認証し、プログラム認証リストに掲載すること
検証機関	検証を行う機関。ISO14065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム(IAF)のメンバーによって認定される。

オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則 別紙

平成 21 年 3 月 10 日

「⑩ 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則「⑩ 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

（1） 基本の方針

- ▶ 本制度の事務局を務める気候変動対策認証センター（以下「事務局」という。）が「バッファ管理口座」を保有し、クレジット（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）発行時に、クレジット発行量の3%に当たる量のクレジットを事務局の「バッファ管理口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファ率は、自然攪乱、土地転用等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。
- ▶ 事務局は、この「バッファ管理口座」に確保されたクレジットで、自然攪乱及び土地転用等に伴う消失分を補填する。具体的には、「林野関係被害の発生状況」の統計等から自然攪乱、土地転用等による CO2 吸収効果消失率を算定し、発行済みのクレジットの累計値に乗じた量のクレジットを、バッファ管理口座から無効化口座に移転する（ただし、プロジェクト対象地での自然攪乱、土地転用等による CO2 吸収効果消失量が個別に確認できた場合はこの限りではない）。
- ▶ 事務局は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間終了（2012 年）後 10 年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意しなければならない。

（2） 土地転用・不適切な主伐への対処について

人為的な土地転用・不適切な主伐（森林施業計画等に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴う CO2 吸収効果消失分については、上記の補填措置に加えて、別に定める約款に基づき、当該人為的な土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト事業者に対して補填のための措置を求める。

① 予防措置

事務局では、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開する。

② プロジェクト事業者への措置

土地転用や不適切な主伐を行ったことが事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト事業者が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に

定める約款に基づき、プロジェクト事業者は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(J-VER)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、事務局はプロジェクト事業者の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(3) 森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

① プロジェクト事業者への措置

森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト事業者が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト事業者は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(J-VER)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、事務局は、当該プロジェクト事業者の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(2) 土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、本項の措置については、森林施業計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林所有者の変更に伴う永続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト事業者は、第三者に森林を譲渡する際は、事前に事務局に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。

⑫プロジェクトの一括申請

オフセット・クレジット（J・V E R）制度実施規則「⑫プロジェクトの一括申請」に係る別紙で定める条件は、以下のとおりとする。

1. 森林管理プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件について

森林管理プロジェクトの申請について、各プロジェクト種類（間伐促進型プロジェクト、持続可能な森林経営促進型プロジェクト及び植林プロジェクト）の性質を踏まえつつ、バウンダリの設定方法を明確にし、また、複数の森林所有者及び森林施業計画にまたがるプロジェクトの一括申請条件を定める。

(1)プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件の設定にあたって検討すべき事項

森林管理プロジェクト申請においては、小規模の森林所有者がプロジェクトをとりまとめて申請することを可能とする措置が必要であるが、一括申請対象の森林において個別プロジェクトで申請される場合と同等の持続可能な森林経営を確保する必要がある。

また、個別にプロジェクト申請が可能な規模の対象地を一括して大規模なバンドリングが行われる場合、プロジェクト審査に過度の負担が生じることになる。

なお、これら申請を行うにあたっては、一括して申請する対象地が各森林所有者による主伐を恣意的に排除するようなものや当該対象地において森林施業計画に基づかない主伐が行われないようにする必要がある。

(2) 各プロジェクト種類におけるバウンダリ設定及び一括申請条件

イ) 間伐促進型プロジェクト

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用・主伐が計画されていないことを条件とする。個々の森林所有者の所有森林が、森林施業計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない場合、森林組合等が既存の森林施業計画を変更又は複数の小規模森林所有者を対象とした森林施業計画を新たに策定することにより、プロジェクトの申請が可能となる。

ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。

- ①プロジェクト申請にあたってはそれら森林施業計画全体の写しを提出すること
- ②プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること
- ③モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画全体の伐採届・造林届により、

- ②に違約して土地転用や植栽放棄・過度な主伐がなされていないことを確認すること
- ④③において土地転用・植栽放棄・過度な主伐がなされたことが確認された場合、以降のクレジット発行を認めないこととし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに起因するクレジットを保有していれば、事務局が強制的に無効化する。
- ⑤プロジェクト参加者が所有する土地においてクレジット対象期間後に土地転用・植栽放棄・過度な主伐を行ったことが事務局によって確認された場合、「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則別紙」に基づく措置をとる。

これらの条件を満たす森林施業計画（又は森林認証）単位でバンドリングする場合又は森林施業計画のうちの間伐対象地について複数の森林施業計画にわたってバンドリングする場合は、バリデーションの作業量が増加するため、バリデーション費用に影響することになる。

ロ) 持続可能な森林経営促進型プロジェクト

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、また、主伐を行う林分を恣意的に排除するおそれがあるため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用が計画されていないことを条件とする。ただし、多数の森林施業計画がバンドリングされた場合、バリデーションの作業量が増加するため、バリデーション費用に影響することになる。

なお、持続可能な森林経営は、各森林経営主体の責任の下で実施することが基本であり、原則として、同一の森林管理者が関与しているものに限り、バンドリング可能であるものとする。

ハ) 植林プロジェクト

植林プロジェクトでは、一般的に一市町村内での植林では収益性が見込める程度の吸収量が期待できないため、広域的にバンドリングを行えるよう確保する必要があるが、一方で、多数の植林活動がバンドリングされた場合、バリデーションの作業量が増加するため、バリデーション費用に影響することになる。